

長野県人権政策審議会答申案（答申素案からの主な修正点）

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
共通事項			項目の数字等を分かりやすくように記載する。
はじめに	<p>「昭和 27 年（1952 年）に長野県部落解放委員会が設置されて以来」</p> <p>「関連団体からの意見聴取・ヒアリングと」</p> <p>「県内でも日系南米人を中心に外国人登録者が急増しているほか、」</p>	<p>「昭和 22 年（1947 年）に長野県振興委員会に部落問題特別委員会が設置されて以来」</p> <p>「関連団体からの意見募集・ヒアリングと」</p> <p>「県内でも急増している日系ブラジル人を中心とした外国人登録者に係る各種の課題や、」</p>	<p>昭和 22 年から同和問題への取組がされている。</p> <p>P 4 の「諸団体からの意見募集」という表現との整合性をとる。</p> <p>表現方法の統一等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「様々」「さまざま」 ・「ふまえ」「踏まえ」 ・「取り組み」「取組」 ・「,」「、」 ・「の浮上が見られます」「が浮上しています」 ・「看取され」「見られ」 ・「意見聴取」「意見募集」 ・「生き生き」「いきいき」
<p>人権政策の基本理念</p> <p>1 人権の捉え方</p>	<p>「これらは、個々人が社会」「また、人権を個人の自由や幸福を追求する権利とする視点のほかに、差別や」「侵されないことも人権と捉えることができますが、」</p> <p>「権利の行使にあたっては他人の権利を脅かすことも」</p> <p>「人権をどのように捉えるかは「人間の尊厳」を原点として、考える必要があります。」</p>	<p>「人権は、個々人が社会」「また、差別や」</p> <p>「侵されないことと捉えることもできます。」</p> <p>「なお、権利の行使にあたっては他人の権利を侵害することも」</p> <p>「人権をどのように考えるかは「人間の尊厳」を原点として捉えることが重要です。」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>「脅かす」より「侵害する」の方が適切な表現である。</p>
<p>2 人権政策の基本理念</p>	<p>「「幸福追求」が尊重されなければならず、」「すべての人が互いに、」</p> <p>「また、人権という・・・であるとも言われています。」</p> <p>「昨今の我が国の社会情勢においては、」</p>	<p>「「幸福追求」が尊重されるものでなければならず、」「すべての人が互いに」</p> <p><削除></p> <p>「昨今の国内情勢が、」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>「人権文化とは・・・」はもっと違う表現ではないかとの議論の上、この部分がなくてもよいとの結論。</p> <p>「我が国」との表現変更と文章の意味をとりやすくする。</p>

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
2 人権政策の基本理念	<p>「将来への不安や、期待が」 「人権施策を進める方向は」</p> <p>「これには一人ひとり」</p> <p>「従来、人権尊重の・・・基本として、また人権とは「かくあるべし」というメッセージを重点に置いていましたが、各人が」</p> <p>「自ら考え（自問自答し）培われるもので、その活動・取組の中に存在するもので</p>	<p>「将来への不安や期待が」 「人権施策を進める方向性としては」 「これは一人ひとり」</p> <p>「人権尊重の・・・基本として、各人が」 <下線部を削除></p> <p>「自ら考える（自問自答する）中から培われるもの」</p>	<p>文章の意味をとおりやすくする。</p> <p>「前回案と今回案の表現では意味合いが変わってしまっています」との意見があったが、この下線部を削除しても意図が伝わるということになり削除。</p> <p>表現方法の統一 ・「取組む」「取り組む」 ・「先ずは」「まずは」 ・「様々」「さまざま」</p>
<p>長野県における近年の取組と本審議会 1 人権関係法令及び長野県の取組</p>	<p>「昭和 23 年（1948 年）」</p> <p>「とりわけ、<u>同和対策同和対策事業特別措置法</u>（昭和 44 年（1969 年）制定、のちに<u>地域対策特別措置法</u>を経て、昭和 62 年（1987 年）から<u>地対財特法</u>）に基づく同和対策が平成 14 年度（2002 年度）をもって終了し、新たな段階に入りました。」</p> <p>「人権・福祉に関する条例として」 「長野県では、平成 12 年（2000 年）に」 「4 月には、「長野県人権教育・啓発推進指針」の策定、<u>「みんなですすめる・・・」</u>」 「68 事業が採択されました」</p> <p>「平成 16 年（2004 年）10 月には、・・・まとめられた」</p>	<p>「昭和 22 年（1947 年）」</p> <p>「国では、昭和 44 年（1969 年）に「<u>同和対策事業特別措置法</u>」（同対法）を制定し、<u>地域改善対策特別措置法</u>（地対法）を経て、昭和 62 年（1987 年）から<u>地対財特法</u>に基づいた同和対策が平成 14 年（2002 年）3 月をもって終了し、新たな段階に入りました。（以下上記 3 法を「特別措置法」という）」</p> <p>「人権・福祉に関する条例としては」 「平成 12 年（2000 年）には」</p> <p>「4 月に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、<u>更には「みんなですすめる・・・」</u>」 「68 事業を採択しました」</p> <p><削除></p>	<p>法律について「」をつけて表示する。 「地域対策特別措置法」 「地域改善対策特別措置法」 年度は、年で統一する。</p> <p>表現方法の統一 ・「えて」「得て」 ・「取り組み」「取組」 ・「一つ」「ひとつ」 文章の意味をとおりやすくする。</p> <p>「（2）本審議会の設置背景と目的」に「人間尊重推進委員会」として項目出し。</p>
2 本審議会の背景と目的 (1) 部落解放審議会	「特別措置法が失効（平成 14 年 3 月末）」	「特別措置法が失効（平成 14 年（2002 年）3 月末）」	<p>表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」</p>

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
(1) 部落解放審議会	<p>「基本的な方向、<u>同和問題解決のための施策の方向としての教育・啓発のあり方、今後の部落解放審議会のあり方として名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきであるなどといった内容</u>の」</p> <p>「・・・提言がありました。」</p>	<p>「基本的な方向、<u>教育・啓発のあり方などの同和問題解決のための施策の方向、「名称、目的等の変更を含め、人権・同和問題の解決にむけ第三者機関として活用すべきである」</u>などといった今後の部落解放審議会のあり方等の」</p> <p>「・・・提言がありました。しかしそれ以降、<u>部落解放審議会が開催されることはありませんでした。</u>」</p> <p><下線部を追加></p>	<p>文章の意味をとりやすくする</p> <p>「人権政策審議会の設置」からこの部分を移動する。</p>
(2) 人間尊重推進委員会		<p>項目を新設し、内容は次のとおり</p> <p>「<u>多様性を認め合い、一人ひとりが互いにかげがえのない人間として尊重される豊かな共生社会の実現を目指し、県の施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成16年（2004年）10月に「長野県人間尊重推進委員会設置要綱」が定められた。平成17年（2005年）10月には同委員会が設置され、平成19年（2007年）10月に「各委員のメッセージ」、「委員会の開催記録」などをまとめた「活動記録」が長野県に提出されました。</u>」</p>	<p>人権政策審議会の設置にあたって必要な項目と考える。</p>
(3) 人権政策審議会の設置	<p>「<u>部落解放審議会は、・・・いませんでした。</u>」</p> <p>「<u>特別措置法の執行</u>」</p> <p>「<u>平成16年度（2004年度）をもって概ね終了したことから、長野県では部落解放審議会</u>」</p> <p>「<u>明確にするため、審議会設置の要望が</u>」</p> <p>「<u>長野県では、部落解放審議会答申を尊重するとともに県議会</u>」</p> <p>「<u>本審議会が設置されました</u>」</p>	<p><削除></p> <p>「<u>長野県では、特別措置法の執行</u>」</p> <p>「<u>平成17年（2005年）3月をもって概ね終了することから、部落解放審議会</u>」</p> <p>「<u>明確にするための審議会を設置するよう要望が</u>」</p> <p>「<u>長野県では県議会</u>」</p> <p>「<u>本審議会を設置しました</u>」</p>	<p>「部落解放審議会」の項目内に内容を記載する。</p> <p>文章の意味をとりやすくする。 表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」</p> <p>「部落解放審議会答申を尊重する」と明確に書けないのではないか。</p>

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
(4) 基本方針（仮称）策定に向けて	「長野県の人権行政をより総合的に推進するため」 「答申を出すよう、本審議会に諮問が」	「長野県の人権行政のより総合的な推進が求められる中」 「答申を出すよう、長野県から本審議会に諮問が」	文章の意味をとりやすくする。
長野県における人権に関する実態 1 人権課題に取り組まれている団体からの意見 (1) 諸団体からの意見募集			質問項目を「 」をつけることに統一する。
(2) 3団体からのヒアリング	「この意見を踏まえ、本審議会として、同和問題、外国人問題については、さらに」	「この意見を踏まえ、同和問題、外国人問題については、本審議会として、さらに」	文章の意味をとりやすくする。 表現方法の統一 ・「(財)」 「財団法人」
(3) その他	「長野県多文化共生研究会」	「また、長野県多文化共生研究会」	文章の意味をとりやすくする。
2 県民意識調査とその結果 (1) 調査方法と回答者属性	「30問で、内容は人権問題全般について、主な人権課題に関する意識、人権課題の解決のための方策について」	「30問で、「人権問題全般」、「主な人権課題に関する意識」、「人権課題の解決のための方策」について」	調査内容を「 」で表現する。 文章の意味をとりやすくする。
(1) 調査結果 人権意識・関心と要望	「職場が50.2%、次いで地域社会44.6%」 「相手に抗議する」19.8%、そして「黙って我慢する」17.2%と」 「人権・男女共同参画課」51.5%が唯一5割を超え、以下、「人権啓発ポスター」34.0%、「児童虐待・DVホットライン」33.0%で」 「アパルトヘイト」45.8%、「人種差別撤廃条例」46.7%、「難民条約」35.0%で、最も低いのは「アムネスティ」10.1%」 「テレビ・ラジオ」54.8%、「講演会や研修会」46.2%、「新聞・雑誌・週刊誌」37.3%、「広報誌・パンフレット・ポスター」36.1%と」	「「職場」が50.2%、次いで「地域社会」が44.6%」 「「相手に抗議する」が19.8%、そして「黙って我慢する」が17.2%と」 「人権・男女共同参画課」が51.5%、以下、「人権啓発ポスター」が34.0%、「児童虐待・DVホットライン」が33.0%で」 「アパルトヘイト」が45.8%、「人種差別撤廃条例」が46.7%、「難民条約」が35.0%で、最も低いのは「アムネスティ」の10.1%」 「テレビ・ラジオ」が54.8%、「講演会や研修会」が46.2%、「新聞・雑誌・週刊誌」が37.3%、「広報誌・パンフレット・ポスター」が36.1%と」	回答項目を「 」で表現する。 文章の意味をとりやすくする。 表現方法の統一 ・「取り組み」 「取組」

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
人権意識・関 心と要望	<p>「「学校内外の人権教育の充実」57.5%、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」47.5%、「啓発広報活動の推進」47.1%、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」44.8%が4割を」</p>	<p>「「学校内外の人権教育の充実」が57.5%、「人権が侵害された被害者の救済・支援の充実」が47.5%、「啓発広報活動の推進」が47.1%、「国や地方公共団体、民間団体等の関係機関と連携した推進」が44.8%と4割を」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p>
分野別	<p>「「障害者」67.5%、「高齢者」60.6%、「子ども」52.5%が50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」48.4%、「女性」47.9%、「インターネットによる人権侵害」42.9%、「同和問題」34.9%」</p> <p>「同和問題」</p> <p>「差別的な言動をすること」が30%以上と」</p> <p>「質問に対しては、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」が27.0%（前回調査18.0%）、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%、「絶対に認めない」が2.2%となっています。また、「賛成」「子どもの意思尊重」は67.1%で、前回調査（76.1%）より後退しています。」</p> <p>「「自分の意志を貫いて結婚する」が22.8%、「家族や親戚の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が59.7%で、8割を超える人が、自分の意志を貫いて結婚するとしています。しかし、「反対があれば結婚しない」が17.5%となっていて、未だ2割近い人が同和地区の人との「結婚をしない」と答えています。この数字は、前回調査とほぼ同じです。」</p>	<p>「障害者」が67.5%、「高齢者」が60.6%、「子ども」が52.5%と50%を超え、以下「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」が48.4%、「女性」が47.9%、「インターネットによる人権侵害」が42.9%、「同和問題」が34.9%」</p> <p>「同和問題（本審議会において重要な課題としたため前回調査との比較を記載。）」 <下線部分を追加></p> <p>「差別的な言動をすること」がそれぞれ30%以上と」</p> <p>「質問に対しては、「賛成」「子どもの意志尊重」が67.1%（前回調査76.1%）、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」が27.0%（前回調査18.0%）、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」が3.7%、「絶対に認めない」が2.2%となっています。」</p> <p>「「家族や親戚の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」が59.7%（前回調査52.4%）、「自分の意志を貫いて結婚する」が22.8%（前回調査27.8%）、「反対があれば結婚しない」が17.5%（前回調査17.0%）となっています。」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>「女性」で、等についても記載する。</p> <p>「同和問題」以外の項目については、基本的に上位3位を%で記載する。文案は次のとおり。</p> <p>「」が%、「」が%、「」が%の順になっています。</p> <p>「アパルトヘイト」と「人種差別撤廃条例」の順番が違うので入れ替えをする。</p> <p>「同和問題」について、前回調査との比較を入れる旨を記載する。また、内容は客観的に記載する。質問ごとに「・」で記載する。</p>

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
分野別	「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人は29.6%で、 <u>前回調査の35.1%よりやや後退しています。反対に、「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくならない」「考えていない」と回答した人を合計すると、6割を越えています。同和問題の解決に消極的あるいは無関心と思われる回答が増加しています。</u> 」	「 <u>「しかるべき人が解決してくれる」「直接関係のない問題」「そっとしておけば自然になくなる」「差別はなくならない」「よく考えていない」と回答した人の合計が61.1%（前回調査58.0%）、</u> 「自分の問題として解決に努力すべきだと思う」と答えた人は29.6%（ <u>前回調査35.1%</u> ）となっています。」	文章の意味をとりやすくする。 「同和問題」について、前回調査との比較を入れる旨を記載する。また、内容は客観的に記載する。質問ごとに「・」で記載する。
分野別施策の現状・課題と方向性	「重要である <u>と考えるが、前述した県民意識調査結果の分析等をみると、本県においては同和問題と外国人施策を特筆する必要のある人権課題と認識するにいたりました。</u> 」	「重要である <u>と認識したうえで、諸団体からの意見募集・ヒアリング、県民意識調査結果の分析等、人権課題についてのこれまでの経緯や現況を総合的に分析、検討した結果、本県においては同和問題と外国人問題が特筆する人権課題であると判断するにいたりました。</u> 」	県民意識調査だけではなく、団体からの意見募集、ヒアリング、審議会の議論を踏まえて、同和問題、外国人施策を特筆することになったことを記載する。 表現方法の統一 ・「外国人施策」「外国人問題」
1 同和問題 (1) 現状と課題 同和問題の基本認識			表現方法の統一 ・「一人一人」「一人ひとり」 ・「取り組み」「取組」 ・一度使った法律は通称名に
同和問題解決への取組経緯 ア 国、長野県の取組経緯	「冊子『明けゆく日本』」 「昭和44年（1969年）に <u>長野県は、</u> 」	「冊子『明け行く日本』」 「昭和44年（1969年）には、」	表現方法の統一 ・「取り組み」「取組」 ・一度使った法律は通称名に ・数字1桁は全角、2桁は半角 ・「このころ」「この頃」 ・「5カ年」「5か年」 文章の意味をとりやすくする。
イ 「同和対策特別措置法」は事業法		「修正なし」	
ウ 特別措置法の失効と「一般対策への移行」			地対協の意見具申の年を記載する。
エ 長野県部落解放審議会答申		「修正なし」	
オ 県部落解放審議会答申と長野県・長野県議会の対応		「修正なし」	

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
カ 人権政策審議会の設置		「修正なし」	
同和問題の現状 ア 就労、教育、福祉、人権侵害		「修正なし」	
イ 県民の意識	「 <u>前述したように、平成 20 年（2008 年）に長野県が行った人権に関する県民意識調査では、</u> 」	「 <u>平成 20 年（2008 年）に長野県が行った人権に関する県民意識調査では、子どもが同和地区の人と結婚することに「賛成」「子どもの意志尊重」は、67.1%で、前回調査に比べて 9 ポイント減少しています。また、同和問題の解決を「自分の問題として解決に努力すべきと思う」と答えた人は 29.6%で、前回調査より 5.7 ポイント減少しています。反対に、「他人任せ」「直接関係ない」「そっとしておく」「なくならない」「考えていない」と回答した人を合計すると、6 割を超えています。</u> 」	県民意識調査結果の同和問題評価については、ここで記載する。 表現方法の統一 ・「くらべて」「比べて」 ・「取り組み」「取組」 ・「かかわって」「関わって」 ・「人びと」「人々」
(2) 方向性 特別措置法失効後の長野県行政	「 <u>同和行政が後退しました。それは市町村の<u>取り組み</u>の後退や、</u> 」	「 <u>同和問題への取組が後退しました。それは一部の市町村の<u>取組</u>の後退や、</u> 」 なお、ここで特に一言しておきます。前述のとおり、 <u>特別措置法が失効し、「一般対策」へ移行するに当たり、長野県部落解放審議会から答申された内容が、県行政に十分活かされず、同和問題への取組が後退してきましたが、決して特別措置法があった時代へ戻れと言っているのではない、</u> <u>ということです。</u> <u>それから約 7 年が経過した今日、本人権政策審議会答申が、同和問題に関する県行政の見直しのきっかけになれば幸甚です。同時に、県行政に依存しない民間活動の活発化も求められています。平成 21 年（2009 年）1 月 28 日に、第 46 回長野県部落解放研究集会在諏訪市で初めて開催されましたが（従来はほとんど北信で開催）このような活動</u>	「同和行政」という言葉は近年使われていないのではないかと。 全ての市町村の取組が後退したとまで言えない。 表現方法の統一 ・「取り組み」「取組」

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
特別措置法失効後の長野県行政		<u>を活発に行い、県民に直接訴えかけ、討議・研究していくことは、同和問題を解決していくうえで有効だと考えています。</u>	
同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策	<p>「<u>それぞれの</u>人権問題には、<u>それぞれの歴史があり、固有の問題があります。</u>同和問題にも<u>歴史があり、固有の問題があります。</u>」</p> <p>「<u>前述したように、同和問題にも固有の課題があります。</u><u>その認識のもと</u>」</p> <p>「<u>法が終わったのだから、</u>」</p> <p>「<u>それだけでなく今後の施策の</u>」</p>	<p>「<u>同和問題の歴史・固有性・実態を踏まえた施策</u>（答申素案のイ、ウを合体） 「<u>人権問題には、それぞれの歴史と固有の問題があり、実態があります。</u>同和問題にも<u>歴史と固有の問題があり、実態があります。</u>」</p> <p>「<u>その認識のもとに、</u>」</p> <p>「<u>特別措置法が終了したのだから、</u>」</p> <p>「<u>それだけでなく<u>の</u>今後の施策</u>」</p>	<p>施策が弱いので、「イ 同和問題の歴史と固有性ならびに実態」に「ウ 同和問題の解決と施策」を入れる。</p> <p>表現方法の統一 ・「および」「及び」</p>
<p>今後の施策の基本的な方向</p> <p>ア 同和問題解決のための行政の役割と取組の必要性</p> <p>a 総合的・専門的な相談・支援体制の確立とその推進</p>			<p>表現方法の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取り組み」「取組」 ・「かかわる」「関わる」 ・「はかり」「図り」
b 実態把握	<p>「<u>「同和対策事業対象地域」と「同和地区」を混同してはなりません。</u>市町村や関係機関、当事者などと協議の上、</p>	<p>「<u>市町村と連携のうえ、関係機関、当事者などと協議の上、</u>」</p>	<p>表現方法の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ほかの」「他の」 ・「はじまり」「始まり」 <p>「同和対策事業対象地域」と「同和地区」の説明は、逆に読み手にわかりづらいので削除する。</p> <p>実態調査と手法を限定すると、実態把握が難しくなるので、実態把握という表現で、手法に選択肢を持たせた方がよい。「実態調査」「実態把握」</p>

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
c 長野県人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携	「c 人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携」	「c 長野県人権啓発センターの充実と関係施設（機関）との連携」	表現方法の統一 ・「はかり」「図り」 ・「いっそう」「一層」
d 長野県の体制整備と人材確保		「修正なし」	
イ 教育・啓発の必要性	「半世紀をこえる本県の同和教育で培ってきた成果と課題を検証し、県民」 「人権教育・啓発を積極的に推進するためには、人権教育・啓発の基本方針を策定し、そのなかに同和教育を位置づけていくことが求められます。」	「県民」 そのためには、半世紀を超える本県の同和教育で培ってきた成果と課題を検証し、課題克服に向けた人権教育・啓発の基本方針を策定することが求められます。」	表現方法の統一 ・「一人一人」「一人ひとり」 「同和教育」は今は使われておらず、この名前を出すと、現場で混乱が起きるので別の表現とする。
ウ 当事者の権利としての「自覚」「自立」「自己実現」に対する支援の必要性			表現方法の統一 ・「取り組み」「取組」
エ 関係機関との連携・協働の必要性			表現方法の統一 ・「取り組み」「取組」
オ 早急に取り組む必要性			表現方法の統一 ・「取り組み」「取組」
2 外国人 (1) 現状と課題 外国人登録者数	「1.99%（同10位）で全国」 「中国が9.2ポイントの増となりました。」	(1) 方向性に項目を新設 「外国人登録者数」 <項目を新設> 「1.99%（同10位）と全国」 「中国が9.2ポイント増えました。」	一つの文章になっているので、項目をつけてわかりやすい内容にする。
教育・医療等の状況」	「担っていますが、こうした中、外国人と・・・ <u>社会保障、労働環境</u> などに関する問題も・・・特に、 <u>教育現場、医療現場</u> では」 「 <u>県や外国籍県民支援団体</u> では」	「教育・医療等の状況」 <項目を新設> 「こうした中、外国人と・・・ <u>社会保障</u> などに関する課題も・・・特に、 <u>医療現場、教育現場</u> では」 「 <u>長野県や支援団体</u> では」	文章の意味をとおりやすくする。 表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
教育・医療等の状況	<p>「母国語教室に通う、経済的に困難な児童生徒」</p> <p>「<u>外国籍県民以外にも長野県を訪れる</u>」</p> <p>「このほか・・・脅かされることや、<u>外国人が教育</u>、・・・また、<u>外国人女性が被害者となる人身売買事件も少なくありません。</u>」</p>	<p>「母国語教室に通う<u>経済的に恵まれない児童生徒</u>」</p> <p>「<u>なお、長野県を訪れる</u>」</p> <p><ここに移動></p> <p>「このほか・・・脅かされることや、<u>教育</u>、・・・また、<u>人身売買事件では、外国人女性が被害者となることも少なくありません。</u>」</p> <p><ここに移動></p>	文章の意味をとりやすくする。
労働状況	<p>「<u>また、平成2年（1990年）の入国・・・外国人が製造業を中心に産業基盤の一部を担っています。</u>」</p> <p>「<u>少子高齢化が・・・始まっています。</u>」</p> <p>「<u>国際経済の急激な下降にもない。</u>」</p> <p>「<u>日系ブラジル人派遣労働者への雇用問題</u>」</p> <p>「<u>生産現場で広く活用されるように</u>」</p> <p>「<u>制度本来の目的から逸脱した問題が発生している実態</u>」</p>	<p>「労働状況」</p> <p><項目を新設></p> <p>「<u>平成2年（1990年）の入国・・・外国人が雇用されています。また、少子高齢化が・・・始まっています。</u>」</p> <p><2つの段落を統一></p> <p>「<u>世界的な金融危機や円高の影響を受け、日本経済は深刻な状況にあり。</u>」</p> <p>「<u>日系ブラジル人派遣労働者の雇用問題</u>」</p> <p>「<u>生産現場で外国人が広く雇用されるように</u>」</p> <p>「<u>制度本来の目的から逸脱した実態</u>」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>正式名称に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人技術実習制度」 「外国人研修・技術実習制度」
各県との連携、国の動向	<p>「<u>特に日系ブラジル人が</u>」</p> <p>「<u>(2007年)4月から加入)して、効果的な施策を</u>」</p> <p>「<u>内閣府に「定住外国人施策推進室」を平成21年（2009年）1月に設置し、</u>」</p>	<p>「各県との連携、国の動向」</p> <p><項目を新設></p> <p>「<u>日系ブラジル人が</u>」</p> <p>「<u>(2007年)4月から加入)しました。協議会では、効果的な施策を</u>」</p> <p>「<u>平成21年（2009年）1月、内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置し、</u>」</p>	文章の意味をとりやすくする。
(2) 方向性教育	<p>「<u>また、外国人児童生徒の教育を担う教員配置の充実や支援が必要な児童生徒</u>」</p>	<p>(2) 方向性に項目を新設</p> <p>「教育」</p> <p><項目を新設></p> <p>「<u>外国人児童生徒の教育を担う教員配置の充実や、支援が必要な児童生徒</u>」</p>	文章の意味をとりやすくする。
保健・医療	<p>「<u>保険・医療については、</u>」</p> <p>「<u>未払い金を解決するため、</u>」</p> <p>「<u>外国人が社会保険等に加入するよう</u>」</p>	<p>「保健・医療」</p> <p><項目を新設></p> <p>「<u>保健・医療については、</u>」</p> <p>「<u>未払い金の解決、</u>」</p> <p>「<u>外国人を社会保険等に加入させるよう</u>」</p>	文章の意味をとりやすくする。

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
保健・医療	「医療機関を受診する際、 <u>外国人が安心して</u> 」	「医療機関を受診する際、 <u>安心して</u> 」	文章の意味をとおりやすくする。
労働	<p>「<u>最近、100年に一度と言われる世界の金融資本市場の危機に伴う世界的な経済危機により、日本経済も極めて深刻な状況にあります。特に、自動車関連産業を始めとする製造業では、今回の急激な景気悪化に対応するため、減産や雇用調整等の対策に追われております。この結果、雇用情勢も急速に悪化しており、とりわけ、派遣や請負の形態で就労する外国人労働者に対して極めて深刻な影響を与えております。このため、早急に地域のハローワーク（職業安定所）、企業及び経済団体等と連携して就業支援を行うことが必要です。</u>」</p> <p>「長野県においても国に対して、<u>外国人に対する雇用や処遇、居住環境や就労環境の改善など外国人が日本で働きやすい環境</u>」</p>	<p>「労働」 <項目を新設> 「平成20年（2008年）下期からの国際経済の急激な下降に伴い、日本では雇用問題、特に日系ブラジル人等の外国人派遣労働者、有期契約社員の雇い止めなどの雇用問題が全国的に発生しています。このため、労働関係法制度の見直し、企業を越えたセーフティネットの構築などが求められています。」</p> <p>「長野県においても国に対して、<u>外国人労働者・研修生に対する処遇、居住環境や就労環境の改善など外国人が日本で働きやすい環境</u>」</p>	<p>「平成20年（2008年）下期からの国際経済の急激な下降に伴い、わが国では雇用問題、特に日系ブラジル人等の外国人派遣労働者、有期契約社員などへの雇用問題が全国的に発生しています。このため、労働関係法制度の見直し、企業を越えたセーフティネットの構築などが求められています。」を内容に入れる。</p>
多文化共生社会づくり	<p>「多文化共生社会の実現のため、行っていく必要があります。」</p> <p>「<u>多文化共生社会を実現させるには、教育、労働、医療など様々な分野において、外国籍県民への生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりに、県は国・市町村、関係団体、企業等と連携して取り組む必要があります。</u>」</p> <p>「また、長野県を訪れる外国人旅行者」</p>	<p>「多文化共生社会づくり」 <項目を新設> 「多文化共生社会の実現のため、行っていく必要があります。」 <ここに移動></p> <p>「このため、<u>長野県は国・市町村、関係団体、企業等と連携して、教育、労働、医療などさまざまな分野において、きめ細かい生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりに取り組む必要があります。</u>」</p> <p>「また、<u>日本国籍を持つ外国人出身者や長野県を訪れる外国人旅行者</u>」</p>	<p>文章の意味をとおりやすくする。 表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」</p> <p>日本国籍を持った外国人もいるのでそのことも触れるべきである。</p>

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
3 女性	「 <u>出産・育児期に相当する年齢層の女性では、</u> 」 「 <u>女性も男性も、仕事と、子育てなど</u> 」	「 <u>女性では、出産・育児期に相当する年齢層において、</u> 」 「 <u>女性も男性も、仕事と子育てなど</u> 」	文章の意味をとりやすくする。 表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」
4 子ども	「 <u>“信州はぐくみ”プラン</u> 」 「 <u>虐待を受けたり保護者の養育を受けられなかったりする子ども</u> 」 「 <u>大人の理解、親としての意識</u> 」 「 <u>外国籍児童生徒や院内学級</u> 」	「 <u>信州“はぐくみ”プラン</u> 」 「 <u>虐待を受けた子どもや保護者の養育を受けられない子ども</u> 」 「 <u>大人の理解や親の意識</u> 」 「 <u>また、外国籍児童生徒や院内学級</u> 」	文章の意味をとりやすくする。
5 高齢者	「 <u>判断能力が不十分になったり、失われた人の権利を守るための制度である成年後見制度は普及が遅れています。</u> 」	「 <u>判断能力が不十分であるなど、失われた人の権利を守るための制度である成年後見制度の普及は遅れています。</u> 」	文章の意味をとりやすくする。
6 障害者			表現方法の統一 ・「一人」「ひとり」
7 HIV感染者、ハンセン病患者等			表現方法の統一 ・「故郷」「ふるさと」
8 犯罪被害者等			表現方法の統一 ・「いまだ」「未だ」
9 中国帰国者	「 <u>課題がありますので、ふるさと信州で</u> 」	「 <u>課題があることから、ふるさとで</u> 」	文章の意味をとりやすくする。
10 様々な人権課題	「 <u>ホームレス</u> 」で、「 <u>人権問題が起きていますので、</u> 」	「 <u>人権課題はこの他にもいろいろありますが、ここではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害について触れておきます。</u> 」 <この文章を追加> 「 <u>人権問題が起きているとの調査結果から、</u> 」	表現方法の統一 ・「様々」「さまざま」 この他にも人権課題があることを含んで記載する。
11 インターネットによる人権侵害	「 <u>インターネットによる人権侵害（匿名性を帯びた手法による人権問題）</u> 」 「 <u>特定の利用者間の通信</u> 」 「 <u>啓発を通じて侵害状況の排除、</u> 」	「 <u>インターネットによる人権侵害</u> 」 「 <u>特定の利用者間の通信</u> 」 「 <u>啓発を通じて侵害状況を排除し、</u> 」	（ ）は削除する。 文章の意味をとりやすくする。
人権施策の方向性と推進体制 1 人権施策のあり方	「 <u>人権とかかわっており、</u> 」	「 <u>人権と関わり、</u> 」	文章の意味をとりやすくする。

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
(1) 人権教育・啓発、人権相談・支援	<p>「個別法、個別の諮問機関の答申等を踏まえて」</p> <p>「行動することができるための施策を実施」</p> <p>「相談窓口の設置など支援の施策が必要とされています。」</p>	<p>小項目を新設</p> <p>「(1) 人権教育・啓発、人権相談・支援」</p> <p><項目を新設></p> <p>「個別法、個別の方針・計画等を踏まえて」</p> <p>「行動することができるよう実施」</p> <p>「相談窓口の設置などの施策が必要です。」</p>	<p>「(2) 「自立」「自己実現」のための施策」について「(1) 人権施策のあり方」で触れる。</p> <p>表現方法の統一</p> <p>・「とらえ」「捉え」</p>
(2) 「自立」「自己実現」のための施策	<p>「このように人権を確立するためには・・・「自己実現」を達成するための施策が推進されなければなりません。」</p>	<p>「(2) 「自立」「自己実現」のための施策」</p> <p><項目を新設></p> <p>「人権が尊重される社会づくりのためには・・・「自己実現」するための施策が推進されなければなりません。」</p> <p>次の文章を追加。</p> <p>「また、行政による施策だけではなく、当事者が自ら「自立」「自己実現」に向けての取組を進めていくことが大切です。」</p>	<p>行政としての施策と、当事者の「自立」「自己実現」についても記載する。</p>
2 人権教育・啓発 (1) 人権教育・啓発の推進	<p>「人権尊重意識が高揚するよう、地域、企業等への働きかけをする」</p> <p>「また、人権教育では、様々な活動を通じて「人間の尊厳」を・・・生きる心」を子ども・・・に応じた内容で推進」</p>	<p>「人権尊重意識を高めるよう、地域、企業等へ働きかける」</p> <p>次の文章を追加。</p> <p>「更に、県民も自らこうした人権教育・啓発の機会に積極的に参加するとともに、家庭においても人権について話し合うなど、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。」</p> <p>「また、人権教育では、「人間の尊厳」を・・・生きる心」を育むため、子ども・・・に応じ、さまざまな活動を通して推進」</p>	<p>表現方法の統一</p> <p>・「様々」「さまざま」</p> <p>家庭での教育、自らが学習することの大切さを記載する。</p> <p>文章の意味をとおりやすくする。</p>
(2) 人材育成・資質向上	<p>「学校教育と社会教育との連携による推進が重要」</p>	<p>「学校教育と社会教育との連携による資質向上が重要」</p>	<p>文章の意味をとおりやすくする。</p> <p>表現方法の統一</p> <p>・「様々」「さまざま」</p>

項目名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
(3) 県民、関係団体との連携	<p>「<u>県民、関係団体の連携・活用</u>」</p> <p>「<u>人権侵害は、企業・職場、地域、学校などで</u>」</p>	<p>「<u>県民、関係団体との連携</u>」</p> <p>「<u>人権侵害は、企業・職場、家庭・地域、学校などで</u>」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>家庭での教育、自らが学習することの大切さを記載する。</p>
(4) 情報収集・提供	<p>「<u>情報提供</u>」</p> <p>「<u>マスメディアを通じての人権意識の啓発が</u>」</p> <p>「<u>講演会、研修会等を通じて様々な場所、機会で行われていますが、こうした主催者等に対して、人権教育</u>」</p> <p>「<u>知識・手法等の情報を、必要に</u>」</p>	<p>「<u>情報収集・提供</u>」</p> <p>「<u>人権教育・啓発にあたっては、人権に関する知識、教育・啓発手法等の情報を収集するとともに、その情報を効果的に県民に提供共有し推進することが大切です。</u>」</p> <p><先頭に追加></p> <p>「<u>マスメディアを通じた啓発が</u>」</p> <p>「<u>講演会、研修会等さまざまな場所、機会を通じて行われていますが、人権教育</u>」</p> <p>「<u>知識・手法等の情報を収集し、こうした主催者等に対して、必要に</u>」</p>	<p>情報提供だけでなく、情報収集、そして県民等と情報を共有することが大切である。</p> <p>文章の意味をとりやすくする。</p> <p>表現方法の統一</p> <p>・「<u>様々</u>」「<u>さまざま</u>」</p>
3 人権相談・支援 (1) 総合相談窓口の整備	<p>「<u>個別施策ごとに</u>」</p> <p>「<u>総合的な相談窓口がない状況にありますので、この窓口の整備が</u>」</p> <p>「<u>同和問題、外国人の問題</u>」</p> <p>「<u>人権啓発へのフィードバックも視野に入れた人権に関する総合窓口の設置について検討するとともに、課題解決のための人材を確保</u>」</p>	<p>「<u>人権課題に関しては、個別施策ごとに</u>」</p> <p>「<u>総合的な相談窓口の整備が</u>」</p> <p>「<u>同和問題、外国人問題</u>」</p> <p>「<u>人権啓発等にも対応する人権に関する総合窓口の設置やこのための人材確保について検討</u>」</p>	<p>文章の意味をとりやすくする。</p>
(2) 国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり		<修正なし>	
(3) 相談窓口等の周知広報	<p>「<u>一人で悩むのではなく、自ら解決していくことができるよう、各種相談機関、支援制度などの情報を効果的に</u>」</p> <p>「<u>どのように県民へ情報提供をすれば</u>」</p>	<p>「<u>ひとりで悩むことなく、各種相談機関、支援制度などを利用し、自ら解決していくことができるよう、効果的に情報を</u>」</p> <p>「<u>どのように県民へ提供すれば</u>」</p>	<p>表現方法の統一</p> <p>・「<u>一人</u>」「<u>ひとり</u>」</p> <p>文章の意味をとりやすくする。</p>

項 目 名	修正前（答申素案）	修正後（答申案）	委員の意見等
4 「自立」「自己実現」のための施策		<p>「（４）「自立」「自己実現」のための施策」 <項目を新設> 次の文章を入れる。 <u>「行政においては、それぞれの人権課題に応じて、「自立」「自己実現」を達成するための施策を推進していく必要があります。」</u> <u>例えば障害者にとって、「障害者差別をなくしましょう」と呼びかけるだけでは、障害者の人権は保障されません。バリアフリー化や、仕事づくりなどの具体的な施策が相まって、はじめて障害者の人権は保障されるのです。」</u> <u>また、女性では、仕事と家庭生活等が両立できる環境の整備、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざした施策などと相まって、人権が保障されるのです。」</u> <u>今回、特記した同和問題や外国人問題については、前述した具体的な施策を推進していく必要があります。」</u></p>	<p>「人権教育・啓発」、「人権相談・支援」と同様に項目出しする。</p>
5 施策の総合的な推進 (1) 人権施策の推進体制	<p>「<u>県との一層の連携協力体制の構築が必要です。」</u></p> <p>「<u>人権施策が期待される成果をあげるためには、行政任せにせず、企業、</u></p>	<p>「<u>県との一層の連携協力が必要であり、そのための体制の構築が求められています。」</u></p> <p>「<u>人権施策が期待される成果をあげるため、行政においては、企業、</u></p>	<p>表現方法の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>取組んで</u>」 「<u>取り組んで</u>」 ・「<u>地域コミュニティー</u>」 「<u>地域コミュニティ</u>」 <p>文章の意味をとおりやすくする。</p>
(2) 人権施策の評価体制		<修正なし>	